

令和 7 年 5 月 1 4 日

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会
茅ヶ崎市教育委員会

茅ヶ崎市におけるいじめ重大事態調査報告書の公表について (令和 7 年 5 月改訂版)

文部科学省策定の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下、「改訂ガイドライン」と言います。)が令和 6 年 8 月に改訂されたのに伴い、本資料も改訂しました。なお、運用実態に大きな変更はありません。

1 公表に先立って説明する対象について

改訂ガイドライン上、当事者に対する公表方針の事前説明に関して明記はされていませんが、公表の判断にあたっては、対象児童・生徒及び保護者の意向も判断要素とされています。したがって、対象児童・生徒及び保護者に対して事前に公表方針を説明するとともに、関係児童・生徒及び保護者に対しても、非常に大きな影響を与え得るものであることから、原則として公表方針を事前に説明します。

2 公表の有無に関する判断

(1) 公表するか否かの判断要素

茅ヶ崎市では、いじめ重大事態調査報告書については、原則公表する運用としております。もっとも、①事案の内容・重大性、②対象児童・生徒及び保護者の意向、③公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に考慮し、例外的に公表すべきでないと判断する場合もあります。

【「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (令和 6 年 8 月改訂版)」文部科学省 39 頁抜粋】

調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童・生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい

(2) 判断要素検討上の留意点

ア 調査結果を公表する趣旨

いじめ防止対策推進法上、重大事態の調査結果が原則公表とされている趣旨は、いじめ重大事態への市教育委員会及び学校の対応が適切であったかどうかについて、広く市民に確認できる機会を設けることで、市が学校に適切ないじめ対応を継続的に行うよう促すことや、調査報告書上明らかになったいじめの背景等について広く

市民に周知することで、市民のいじめに対する理解を深めるとともに、市全体でより適切ないじめ対応を促進すること等が考えられます。

【「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」文部科学省 40頁抜粋】
調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。

イ 事案の内容・重大性

アの趣旨からすれば、次のような事案は、広く市民全体で共有し、再発防止のために取り組むべき必要性が高いものとして、公表することが望ましいと言えます。

- ・認定された加害行為に悪意が認められ、集団によるものや継続的なものなど、特に重大なもの
 - ・いじめの結果が、自死等、重篤な事態となったもの
 - ・いじめの背景に、社会全体で取り組むべき事情が認められるもの
- 一方で、次のような事案は、公表すべき必要性は比較的低いと言えます。
- ・「重大事態の疑い」として調査をしたが、事実が認められなかったもの
 - ・認定された事案が、いじめを訴える児童・生徒といじめを訴えられた児童・生徒が一对一の関係で行われており、かつ、非継続的な事案であるもの（単発の喧嘩や悪ふざけ、日常の中で意図せず傷つけてしまった一言等）
 - ・いじめの背景が当事者間の認識のすれ違いなど、学校内の指導・支援で解決可能なもの
 - ・不登校につながっているいじめ事案において、不登校の背景として、いじめ以外の主な要因があると認められたもの

ウ 対象児童・生徒及び保護者の意向

アの趣旨からすれば、公表の目的は、教育委員会のいじめ対応の概要や、社会全体で共有すべきいじめ対応における一般的な課題点・改善点を明らかにすることであり、事案の詳細や人物等を特定する必要はありません。また、いじめ事案やその背景には、いじめを訴える児童・生徒、いじめを訴えられた児童・生徒双方のプライバシーに関する多くの情報を含んでいます。文部科学省のガイドライン上も、プライバシーを理由にいたずらに調査結果を非公開とすることをよしとしないものの、プライバシーへの配慮を行うことは当然の前提としています。さらに、調査結果の公表には、事情を知る関係者が当事者を特定する危険性が常にあります。以上の理由から、被害を訴える児童・生徒及び保護者側が公開を希望しない場合については、その意向は最大限尊重しなければなりません。

一方で、アの趣旨には、関係する児童・生徒やその保護者へ責任を迫及したり、社会的制裁を加えたりする趣意はなく、仮にそのような理由から被害を訴える児童・生徒及び保護者が公表を強く希望したとしても、公表の判断要素にはならないものと言えます。

エ 公表した場合の児童・生徒への影響

いじめ防止対策推進法の目的は、いじめを訴える児童・生徒を守ることにあります。したがって、公表の結果、いじめを訴えた児童・生徒の精神状態や生活が不安定になることは何より避けなければなりません。このことから、次のような事情を考慮することになります。

- ・いじめを訴える児童・生徒と訴えられた児童・生徒の現在の関係性（すでに指導や謝罪等が実施され、当事者間の良好な関係が改めて構築され始めている場合などでは、公表することにより逆に両者の関係性を不安定にする危険性があります。）
- ・社会的に周知されることで、関係する児童・生徒の周囲でさらなる噂が広まる危険性（報告書の内容からさらなる憶測が広まり、関係する児童・生徒が他の児童や市民から当時のことについて繰り返し質問されたり、過度な社会的制裁を受けるなどといった、二次被害に遭ったり、精神的負担を負ったりする事態が想定されます。）

3 公表の仕方について

【「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」文部科学省 43頁抜粋】

公表の方法については、・・・ホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる

（1）公表の方法

茅ヶ崎市では、迅速に、かつ広く市民に周知ができることから、茅ヶ崎市役所のホームページ内で公表しています。

（2）公開期限について

法やガイドラインでは、特に指定はありませんが、他市町の運用や、前述の趣旨に照らし、原則として公表してから1年間を公開期限とします。

4 公表する内容について

【「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」文部科学省 43頁抜粋】

公表の方法については、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書を・・・公表することなどが考えられる

公表にあたっては、基本的には、関係者に提示するいじめ重大事態報告書を公表します。もっとも、その内容については、個人情報やプライバシー保護の観点から一部黒塗りとする場合があります。

また、報告書が大部に及ぶ場合や、黒塗りとなる箇所が多く及ぶ場合については、市民にわかりやすく伝える観点から、調査組織の作成した調査報告書を基に、周知すべき情報を要約した公表版を別途作成し、公表することもあります。

以上